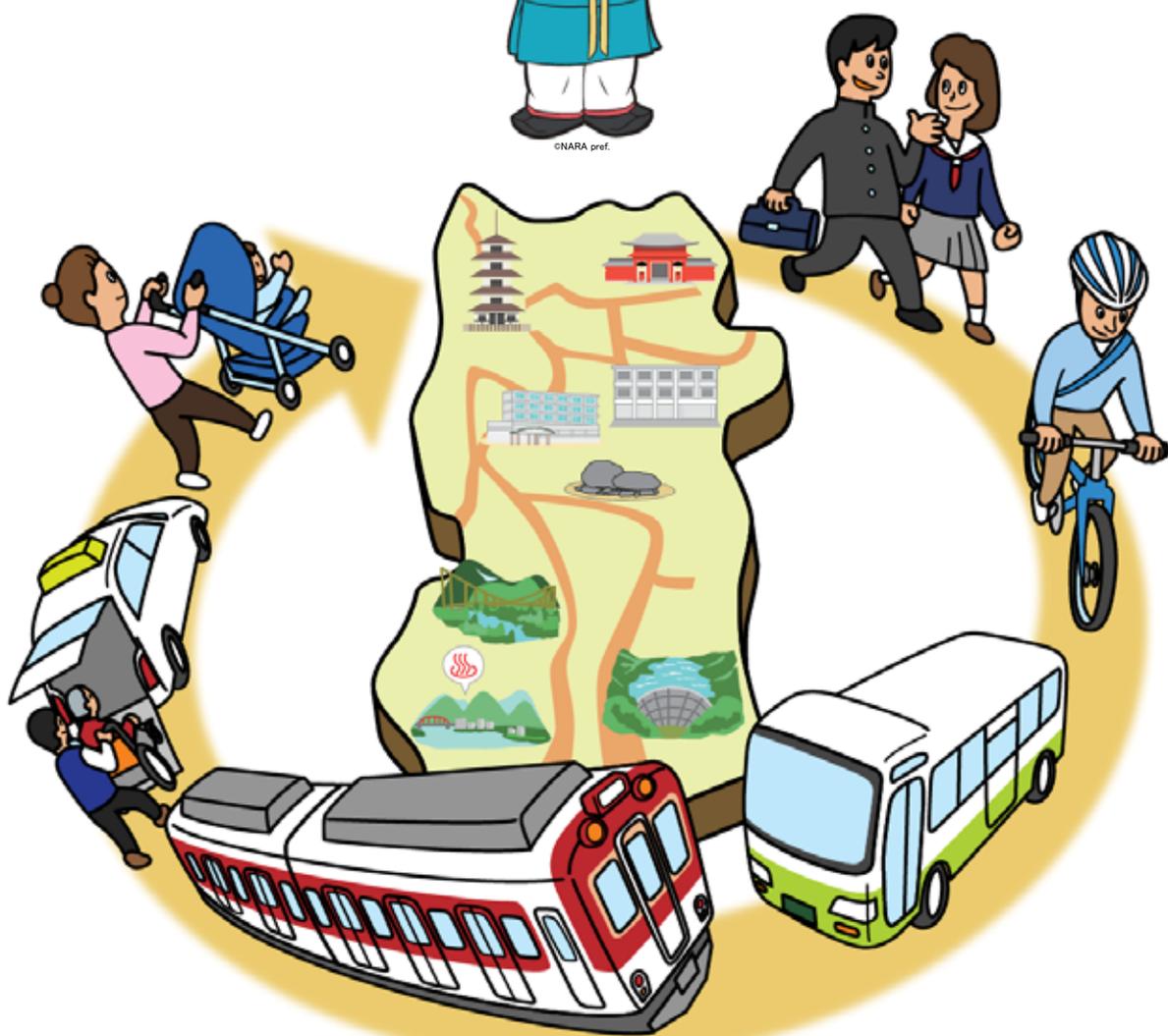


奈良県公共交通基本計画



平成28年3月

奈良県

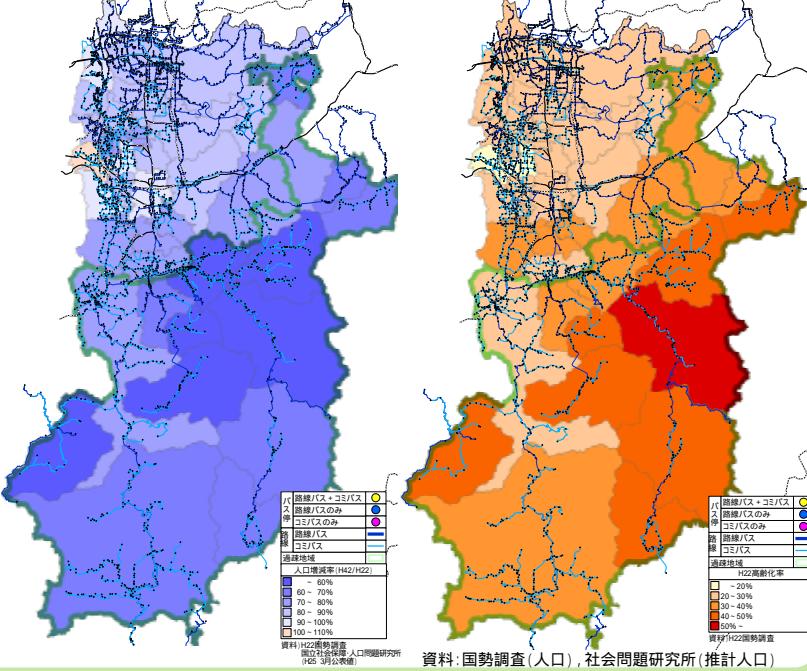
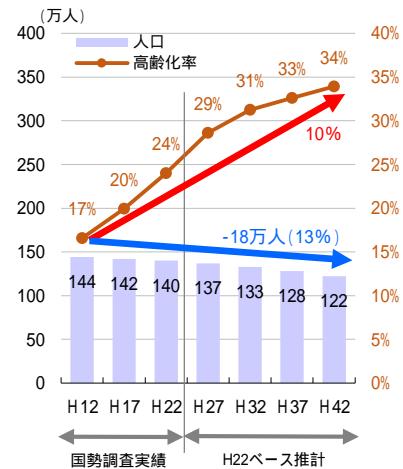
奈良県の現状と課題

人口減少と高齢化率の上昇

- ▶ 人口は特に過疎地域の南部・東部で大きく減少
- ▶ 高齢化率は、今後更に上昇する見通し

【市町村別の人口推移 (H42/H22)】 【市町村別の高齢化率 (H22)】

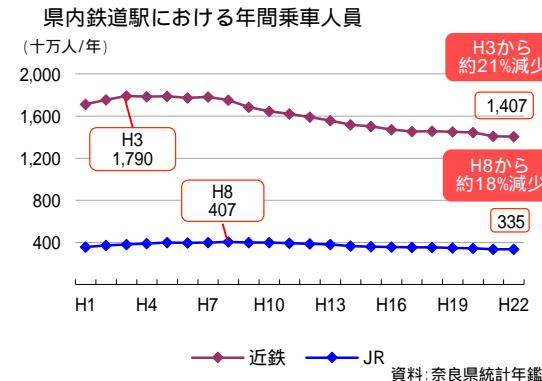
【奈良県の人口と高齢化の見通し】



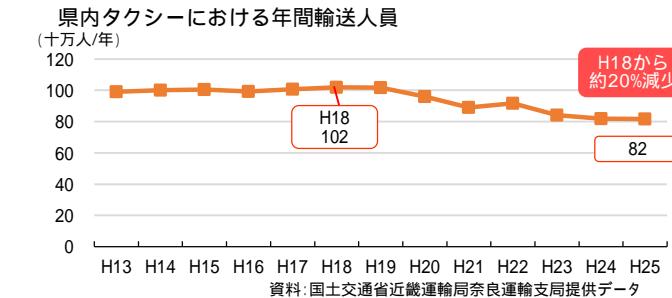
交通事業者を取り巻く環境の変化

▶ 鉄道、バス、タクシーの輸送人員が減少

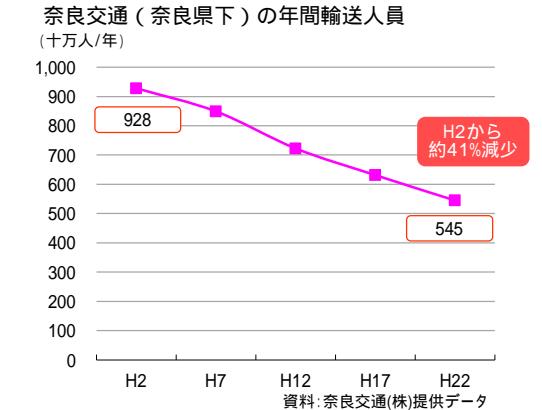
【鉄道利用者数の変化】



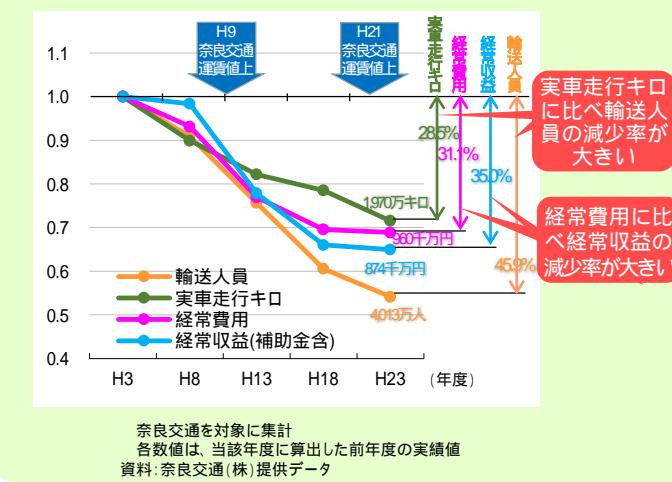
【タクシー利用者数の変化】



【バス利用者数の変化】



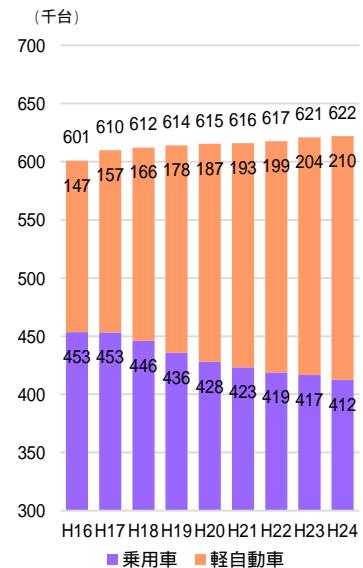
【路線バスの輸送人員、走行距離 (実車走行キロ)、収益、費用の変化】



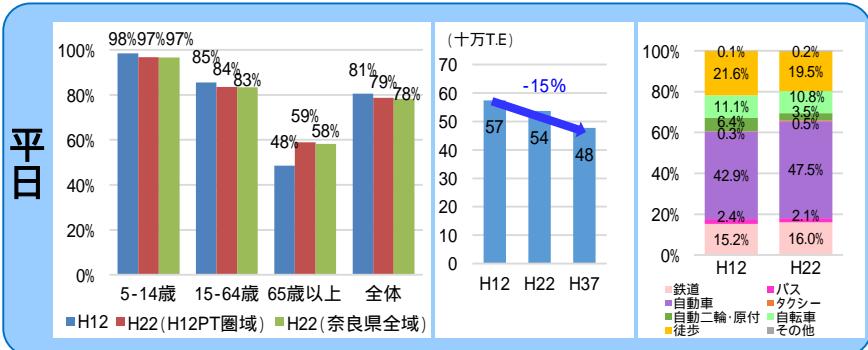
外出率が減少する中、自動車の分担率が増加し、徒歩は減少

- ▶ 自動車保有台数は増加
- ▶ 若者・働き盛り世代の外出率・徒歩の分担率が減少

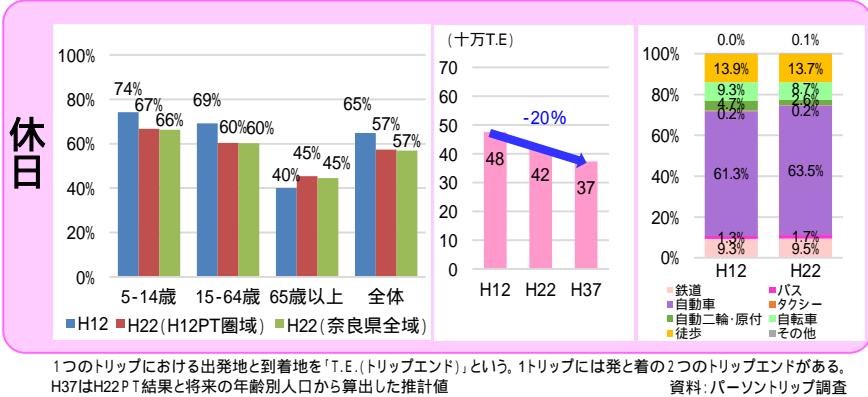
【自動車保有台数の推移】



【外出率の推移】



平日

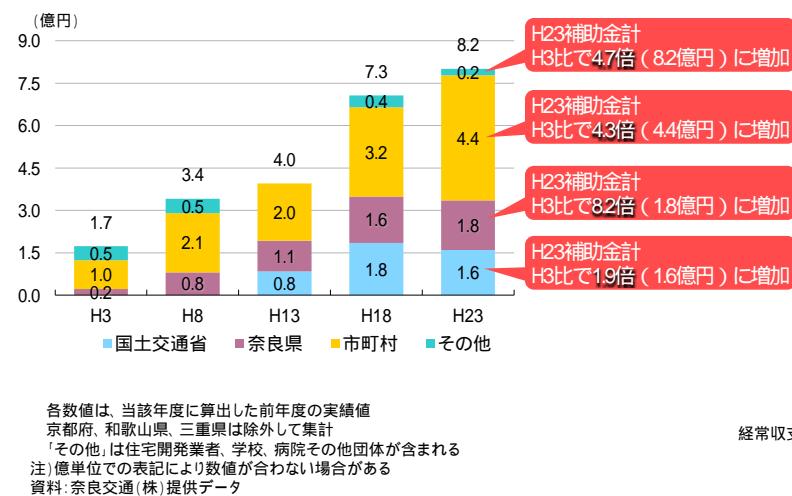


1つのトリップにおける出発地と到着地を「T.E. (トリップエンド)」という。1トリップには発着の2つのトリップエンドがある。H37はH22PT結果と将来の年齢別人口から算出した推計値

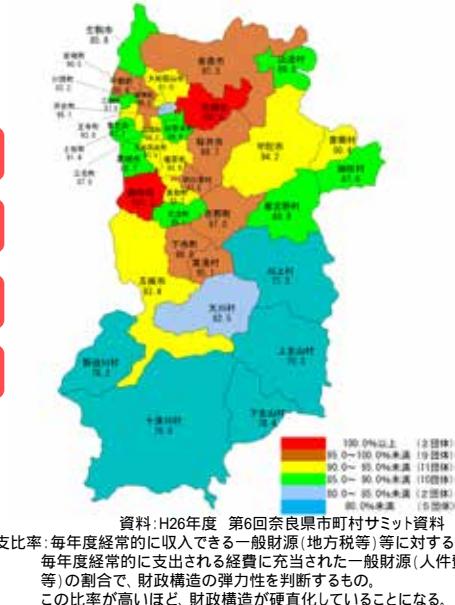
行政を取り巻く環境の変化

▶ 路線バスの補助金額は年々増加する中、経常収支比率は全国平均90.2を上回る市町村が多い

【奈良県の路線バスの補助金額の推移】



【経常収支比率 (H25年度実績)】



▶ 鉄道、路線バス、コミュニティバスなど個々で対応するだけでは移動ニーズに応えきれない
 ▶ バリエーション豊かな交通サービスを実現することが必要

基本的な方針

奈良県では、地方創生のため、観光振興、企業立地の推進、雇用の創出、医療機関の充実、子育て支援、地域包括ケアシステムの確立など、

『住んでよし、働いてよし、訪れてよしの奈良』

を目標に掲げた施策に取り組んでいます。

公共交通は、県民そして来訪者の暮らしと成長・繁栄の基盤となるもの・地域を支えるもの

であり、『住んでよし、働いてよし、訪れてよしの奈良』を実現するために欠かせないものです。

住んでよし

- 暮らしやすいまちづくり
- 歩いて暮らせるまちづくり
- 渋滞の解消 等

働いてよし

- 雇用の場の確保・その環境整備としての移動の確保
- 働く場としての交通事業者・交通関連産業 等

訪れてよし

- 観光地へのアクセス確保
- 広域周遊観光ルートの形成 等



計画のポイント

ポイント1 『社会インフラ』としての公共交通

- ▶公共交通をまちづくりと同様、保健、医療、福祉、教育、観光、産業などの諸活動にとって必要不可欠な『社会インフラ』と位置づけます。

～ すべての県民が健康的で文化的な日常生活・社会生活が営めるように ～

ポイント2 移動ニーズに応じた交通サービスの実現

- ▶地域や時間帯により利用者の属性も異なるさまざまな移動ニーズに対応した交通サービスの実現を図ります。
- ▶顕在的な移動ニーズのみならず、潜在的な移動ニーズにも対応します。
- ▶『どこでも、誰でも、自由に、使いやすく』というユニバーサルデザインを見据えて検討します。

ポイント3 関係者の連携・協働 ～『奈良モデル』～

- ▶公共交通における『奈良モデル』の取組として奈良県地域交通改善協議会において、国、市町村、交通事業者、道路管理者、警察、住民代表等と連携・協働しながら、移動ニーズに応じた交通サービスの実現を図ります。

奈良モデルとは
県が市町村と連携・協働することにより、市町村が把握しているより細やかなニーズを共有した上で、より効率的に行政資源（職員、予算、土地、施設等）を活用する行政運営

ポイント4 バリエーション豊かな交通サービス

- ▶移動の起点から終点である目的地までのトリップ全体を通じた移動環境の向上を目指します。
- ▶公共交通の範囲を、鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー、福祉タクシー・福祉有償運送、公共交通空白地有償運送、施設バス、レンタカー、レンタサイクルとし、さらに自家用自動車、自動二輪車、自家用自転車、徒歩等という『私的交通』も見据え、幅広く交通サービスをとらえます。

ポイント5 まちづくりの他、保健、医療、福祉、教育、観光、産業等に係る施策との連携

- ▶パークアンドライドやぐるっとバスといったまちづくり施策や観光施策に加え、保健や医療、福祉、教育、産業等の分野との連携も明確化します。
- ▶あわせて既存の公共交通を見据えたまちづくりのあり方を投げかけます。

ポイント6 データに基づく実証的アプローチ

- ▶絶え間なく移動ニーズをつかむために、路線バス、コミュニティバス、施設バス、タクシー等の路線別データを用いて実態を把握します。
- ▶潜在的な移動ニーズを推測するため、データ化されている情報のみならず、数値化されていない情報も把握します。

総合的かつ計画的に講ずべき施策

▶ これまでの取組を更に推進していくもの

1) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく『地域公共交通網形成計画』の策定

『奈良モデル』の考え方にに基づき、市町村をはじめとした行政、交通事業者、住民等と連携を図りながら、『地域公共交通網形成計画』を策定します。

2) まちづくりや保健、医療、福祉、教育、観光、産業等に係る施策との連携

さまざまな取組みから派生する移動ニーズを把握し、関係者間でのワークショップを通じて路線・サービス内容等を決定し、実行します。

3) 公共交通の利用環境の整備

バリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応を推進します。バス停の上屋整備や、バスロケーションシステム、ICカードの導入など、ハード・ソフト一体で公共交通の利用環境の向上を推進します。

4) 公共交通のソフト面での利用促進

モビリティマネジメントをはじめとした公共交通の利用促進、運行や運賃等の情報提供のための支援など、ディマンドサイドへ働きかける取組を行います。

5) 市町村との連携・協働

公共交通における『奈良モデル』の取組として、奈良県地域交通改善協議会において、国、県、市町村、交通事業者、道路管理者、警察、住民代表等と連携・協働を図ります。

6) 県民等とのコミュニケーション

住民代表の奈良県地域交通改善協議会等への参画を推進します。ウェブや広報等による情報発信やアンケート調査などを実施します。

7) 災害等緊急時の対応

『奈良県地域防災計画』に定められた指定地方公共機関（西日本旅客鉄道、近畿日本鉄道、奈良交通）との緊急輸送により、災害等緊急時の県民の移動を確保します。

8) 交通安全の取組との連携

公共交通を利用するにあたって欠かせない徒歩空間の安全確保のため、交通安全の取組との連携を図ります。



▶ 奈良市内を周遊する「ぐるっとバス」



▶ バス停の上屋整備



▶ 協議会路線別検討会議でのワークショップ

▶ 取組内容を今後新たに検討するもの

1) まちづくりや保健、医療、福祉、教育、観光、産業等に係る施策との連携

新たに取組む施策から派生する移動ニーズを把握しながら、移動手段を確保するための検討を行います。

2) 県によるタクシー事業者、運転代行事業者、レンタカー事業者等との更なる協働のあり方

バラエティ豊かな交通サービスを実現するため、協働のあり方を検討します。



▶ タクシー事業

3) 無人化された鉄道駅の再活性化

無人化された鉄道駅及びその周辺のまちづくりや地域の活性化のため、鉄道事業者と地域との連携・協働に対する県の具体的な関与・方策のあり方を検討します。

4) 新たな交通サービスの実現に向けて

SNSの活用や運行者募集による輸送サービスなど、新たな交通サービスの実現に向けて検討を行います。



▶ 乗合バス乗務員

5) 働く場としての交通事業者のあり方

県内の交通事業に従事する者の育成のあり方、交通事業者の雇用の確保のあり方について、交通事業者と連携しつつ検討を行います。

6) 運賃の活用

基金の設置や運賃認可の特例の活用など、運賃の活用の可能性を検討します。

7) 財政支出のあり方

公共交通の存廃が他の行政分野の財政支出に影響することを踏まえ、公共交通に対する最適な財政支出のあり方を検討します。

8) 県職員はじめ公共交通に関わる人材の育成

他の行政分野を知った上で、県の交通行政を担う行政職員や県民、民間事業者などの人材育成のあり方を検討します。

9) 行政が提供する交通サービスに係る今後の契約のあり方

市町村が提供するコミュニティバスなど、行政が提供する交通サービスの入札をはじめとした、契約のあり方について検討を行います。

奈良県公共交通条例

平成二十五年七月十七日
奈良県条例第十二号

奈良県の公共交通は、奈良盆地を中心に路線バス及び鉄道により整備され、山間では特にバス路線が重要な役割を果たしている。近年、奈良県においては、急速に進展する少子高齢化、人口減少、過疎化、多様な生活様式の追求による自家用自動車への依存の高まりなどを背景とする公共交通利用者の減少により、公共交通の維持が困難になりつつある。

この状況は、今後も継続すると見込まれること並びに日常生活及び社会生活を営むうえで、路線バス、鉄道、市町村が運営するコミュニティバスなどの公共交通を必要とする県民及び来訪者が増加することが見込まれることから、公共交通を利用した移動環境の確保が課題となっている。

このため、道路環境及び自然環境に配慮しつつ、過度に自家用自動車に依存することのない社会及び地域の実情に適合した公共交通により円滑に移動することのできる持続可能な社会を実現することにより、県民及び来訪者の日常生活及び社会生活を確保することが求められている。

全ての県民が健康的で文化的な日常生活及び社会生活を営むため、不便や不自由を感じることをない移動環境の確保を社会インフラと位置付け、県、市町村、公共交通事業者等、県民が相互に連携し、及び協力しながら、公共交通を作り上げていくことが必要となる。

ここに、県が公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県民の自立した日常生活及び社会生活を確保すること並びに来訪者に便宜を提供することの重要性に鑑み、現在あるべき及び将来に目指すべき公共交通のあり方についての基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町村との連携並びに公共交通事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共交通により円滑な移動を享受できる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 公共交通による生活交通を享受できる移動環境の確保は、県民が健康的で文化的な日常生活及び社会生活を営むため必要であることから、必要な施策を総合的かつ計画的に推進することが県の責務である。

2 公共交通に関する施策の推進は、県、市町村、公共交通事業者等、県民が、連携し、及び協働しつつ、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、県内における公共交通の広域的なネットワークを確保するとともに、市町村が実施する施策又は公共交通事業者等が実施する業務について、必要な助言その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 県は、第一条に規定する目的(以下「目的」という。)の実現のため、市町村、公共交通事業者等及び県民と相互に連携し、協力を得るよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第四条 県は、市町村が、公共交通に関して、その市町村の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施していることに鑑み、市町村との連携に努めるものとする。

(公共交通事業者等の役割)

第五条 公共交通事業者等は、目的の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行うよう努めるとともに、県又は市町村が実施する公共交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念についての理解を深め、県又は市町村が実施する公共交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県は、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県民及び来訪者と情報を共有し、広く知識と意見を求めるものとする。

(公共交通基本計画)

第七条 知事は、まちづくり、保健、医療、福祉、教育その他の施策との連携及び関連する施策との連携を図りながら、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、公共交通に関する基本的な計画(以下「公共交通基本計画」という。)を定めるものとする。

2 前項に基づく公共交通基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一 公共交通に関する施策についての基本的な方針

二 公共交通に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 知事は、施策の実施状況及び事業効果の評価を踏まえ、必要に応じ、公共交通基本計画の見直しを行うものとする。

4 知事は、毎年度、公共交通基本計画に基づく施策の実施状況を議会に報告するものとする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、知事が別に定める。

発行 /  奈良県

奈良県 県土マネジメント部 地域交通課

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

TEL : 0742(27)8939 FAX : 0742(27)5339

E-mail : kotsu@office.pref.nara.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.nara.jp/4145.htm>